

報告第 2 3 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年3月30日（土）午前1時00分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字高田第7地割地内
町道中央1号線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

30,553円

報告第 2 4 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年4月1日（月）午後12時00分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字和味第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の右側の前後輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

14,190円

報告第 2 5 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年7月11日（木）午前8時25分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字煙山第17地割地内
町道堤川目線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

22,000円

報告第 2 6 号

職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

職務遂行中の事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

職務遂行中の事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

除草剤飛散による農作物被害

2 事故発生日時

令和6年6月7日（金）午前8時30分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字間野々第11地割地内

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

町職員が除草剤を散布していたところ、強風により隣接する水田に飛散し、栽培していた稲の一部が枯れたもの

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

36,211円

議案第 9 2 号

矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて

次の者を矢巾町名誉町民として決定したいので、矢巾町名誉町民に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

生前の住所地 紫波郡矢巾町大字室岡第 12 地割 73 番地 3

氏 名 故 藤 原 清 司

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 9 3 号

矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町マレットゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民の心身の健全な発達と文化の向上を図り、もって福祉の増進に寄与するため矢巾町マレットゴルフ場を設置する。

(位置)

第2条 矢巾町マレットゴルフ場の位置は、矢巾町大字又兵エ新田第3地割75番地とする。

(管理)

第3条 マレットゴルフ場は、町長（指定管理者（矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号）第6条の規定により指定を受けた者）が指定されたときは、指定管理者。第5条及び第6条において同じ。）がこれを管理する。

(使用期間及び使用時間)

第4条 マレットゴルフ場を使用する使用期間は、4月1日から11月30日までとし、使用時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 マレットゴルフ場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上不適當と認めるとき。

3 町長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 管理上必要があると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(行為の禁止)

第7条 マレットゴルフ場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) マレットゴルフ場又は備品を損傷し、又は汚損すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。

(4) たき火、花火等の火気を使用すること。

(5) 指定された場所以外への車両の乗り入れ、又は駐車すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用料)

第8条 マレットゴルフ場を使用する者（以下「使用者」（指定管理者が管理する場合にあっては、「利用者」という。以下同じ。）という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に、使用料を支払わなければならない。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理するマレットゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用者は、第5条第1項の許可を受けた際に、利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する使用料（指定管理者が管理する施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）の全部又は一部を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用（営利を目的とする場合を除く。）すると

き。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第6条の規定に基づき町長が使用の許可を取り消したとき。
(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができないとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可、制限及び停止に関する業務
(2) マレットゴルフ場の維持管理に関する業務
(3) 前2号に掲げるもののほか、マレットゴルフ場の管理に関し町長が必要と認める業務

(権利の譲渡の禁止)

第13条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外にマレットゴルフ場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

第6条の規定に基づき、使用を中止され、又は使用許可を変更されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、マレットゴルフ場を汚損し、損傷し、又は備品に損傷を与えたときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例(令和 3 年矢巾町条例第29号)は、廃止する。

別表 (第 8 条関係)

区分	マレットゴルフ場使用料		用具使用料
	子ども (18歳未満の者)	大人 (18歳以上の者)	
町内に住所を有する者	無料	無料	1 日につき110円
上記以外の者	1 日につき110円	1 日につき210円	1 日につき110円

議案第 9 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処されたもの 第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕	第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕
---	--

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)
第2条 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和43年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 〔略〕	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町行政情報公開条例の一部改正)
第3条 矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第36条 第20条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第20条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

(矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)
第4条 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 〔略〕 5 次に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた同条第1号に規定する個人情報で公文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕 6～8 〔略〕	附 則 1～4 〔略〕 5 次に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた同条第1号に規定する個人情報で公文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕 6～8 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

（矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第5条 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁

又は50万円以下の罰金に処する。	刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

議案第 9 5 号

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例（平成16年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例（平成16年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後			
別表（第10条関係） 矢巾勤労者共同福祉センター使用料							別表（第10条関係） 矢巾勤労者共同福祉センター使用料			
							1時間あたり			
使用時間			9時から	12時から	17時から	備考	室名		使用料	備考
室名			12時まで	17時まで	21時まで					
1階	会議室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円			会議室	470円	
		冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円					
	多目的室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円			多目的室	470円	個人が営利又は宣伝目的以外に使用する場合は、1人につき230円とする。
		冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円					
	学習室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円			学習室	470円	
		冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円					
	保健室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円			保健室	470円	
		冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円					
2階	中会議室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円			中会議室	470円	
		冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円					
	研修室	平常時	2,100円	2,620円	2,410円			研修室	850円	
		冷暖房時	2,730円	3,360円	3,150円					
	教養娯楽室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円	和室30畳		教養娯楽室	470円	和室30畳

楽室	冷暖房時	1,370 円	2,000 円	1,790 円	和室 60 畳
	平常時	2,100 円	2,620 円	2,410 円	
	冷暖房時	2,730 円	3,360 円	3,150 円	
料理実習室	平常時	2,100 円	2,620 円	2,410 円	
	冷暖房時	2,730 円	3,360 円	3,150 円	
音楽室	平常時	1,050 円	1,580 円	1,370 円	
	冷暖房時	1,370 円	2,000 円	1,790 円	
アトリエ	平常時	1,050 円	1,580 円	1,370 円	
	冷暖房時	1,370 円	2,000 円	1,790 円	

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催物等に使用のときは、表にある額の 3 倍の料金とする。
- 2 〔略〕
- 3 使用時間を超過する場合は、1 時間当たり 530 円とする。ただし、冷暖房時は、630 円とする。
- 4 個人で使用する場合は、1 人 1 時間につき 210 円とする。

		850 円	和室 60 畳
料理実習室		850 円	
音楽室		470 円	個人が営利又は宣伝目的以外に使用する場合は、1 人につき 230 円とする。
アトリエ		470 円	個人が営利又は宣伝目的以外に使用する場合は、1 人につき 230 円とする。

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催物等に使用するときは、表にある額の 3 倍の料金とする。
- 2 〔略〕
〔削除〕
- 〔削除〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに破線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 9 6 号

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年矢巾町条例第2号）
 の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> 〔新設〕 （4） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4） <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校<u>(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

〔新設〕

(5) 10年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に係る課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に係る専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

〔新設〕

(9) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であつては5年以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に係る課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に係る専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6月以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(12) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であつては2年6月以上水道に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する

議案第 9 7 号

矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾地区農業構造改善センター
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 9 8 号

矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること
について

矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町文化会館
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 9 9 号

矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町マレットゴルフ場
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造